令和５年第７回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和５年７月２０日（木）　午後２時００分　（開会：午後２時００分　～　閉会：午後２時５０分）
場　　所	筑西市丙３６０番地　本庁舎３階　筑西市教育委員会３０２会議室
出 席 者	教育長：小室髙志、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	教育委員：草間武
傍 聴 者	なし
委員以外の出席者	教育部長：鈴木敦史、次長：島村信之、次長：池田いずみ、学務課長：根本薫、指導課長：木村成雄 生涯学習課長：成田佳輝、地域交流センター長：海老澤敦司 学務課学校総務係課長補佐：木村拓夫、学務課学校総務係主任：根本知尋
議　　案	報告第１７号　令和５年度筑西市一般会計補正予算第３号について 報告第１８号　筑西市社会教育委員の委嘱について 報告第１９号　筑西市立図書館協議会委員の委嘱について 報告第２０号　筑西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 議案第３０号　令和６年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について【非公開】 議案第３１号　筑西市立図書館の指定管理者の公募について 議案第３２号　筑西市指定有形文化財の指定について 議案第３３号　筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の市議会提出について
議事の大要	教　　育　　長：　ただ今より、令和５年第７回筑西市教育委員会定例会を開会します。 ２．報告事項に入ります。（１）二十歳の集いについて、説明をお願いします。 生涯学習課長：　報告事項（１）二十歳の集いについて、ご説明します。 今年度開催予定の令和６年二十歳の集いについては、開催日を令和６年１月６日（土）に予定しています。開催方法ですが、下館地区については、昨年度は、午前・午後の２部開催としましたが、今年度は、例年どおりの一斉開催となります。開催場所は、下館地区はダイヤモンドホール、関城地区は市生涯学習センター「ペアーノ」市民ホール、明野地区は明野公民館大ホール、協和地区は協和公民館総合ホールの予定です。

今後、令和６年二十歳の集いの実行委員の意向を確認するとともに、近隣市町村の開催状況、新型コロナウイルス感染症の感染状況、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について注視しながら、二十歳の集いの実施に向けて業務を進めていきます。なお、新型コロナウィルスの感染状況や国・県の方針によっては、開催の延期・中止の事態も想定しなければならないと考えていますので、開催方針の決定・変更に際し、必要に応じ報告していきたいと考えています。
以上、報告いたします。

教　育　長：　ただいま、報告事項（１）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本委員：　記念写真の撮影はどうなりますか。

生涯学習課長：　写真撮影を行うとどうしても混雑してしまうこと、また、開催時間を短縮してほしいという声もあることから、今年度の写真撮影は行わない予定です。記念品の詳細については、今後、実行委員との協議のうえ決定していきたいと思っています。

教　育　長：　よろしいでしょうか。続きまして（２）ちくせいマラソン大会について、説明をお願いします。

生涯学習課長：　報告事項（２）ちくせいマラソン大会について、ご説明します。
ちくせいマラソン大会は、例年 12 月の第２日曜日に開催しており、今年度の第 19 回大会については、令和５年 12 月 10 日（日）の開催に向けて準備を進めていました。しかし、開催予定日同日に「Ｇ７広島サミット」に伴う「Ｇ７茨城水戸内務・安全担当大臣会合」が水戸市内で開催されることから、警察官等の多くが水戸市の会場警備に動員されるため、マラソン会場の警備や道路の安全確保が難しいこと、また、多くの人が集まるイベントとなるため、テロの標的にもなりやすいということから、関係各機関と協議を重ねた結果、子どもたちをはじめとする参加者及びご協力をいただく皆様の安全を十分に確保することが困難であるという判断となりました。また、会場である体育施設の予約状況から、別日への変更も大変難しいことから、今年度の第 19 回ちくせいマラソン大会の開催を中止することになりました。今後は、来年度の第 20 回大会に向けた準備を進めるとともに、より良い大会となるよう努めていきます。
以上、報告いたします。

教　育　長：　ただいま、報告事項（２）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。続きまして（３）アルテリオ大規模改修工事設計業務委託進捗状況報告について、説明をお願いします。

地域交流センター長：　報告事項（３）アルテリオ大規模改修工事設計業務委託進捗状況報告について、ご説明します。
アルテリオは、2003 年に建設された建物で、しもだて地域交流センター、市民協働課、美術館を含む複合施設となります。現在、建築後 20 年目を迎え、施設の老朽化が進んでいる状況です。そのため、空調更新工事を含む大規模改修工事を実施するため、現在、設計業務を進めています。
設計業務の概要ですが、業務名「アルテリオ大規模改修工事設計業務委託」、設計費は、契約額で 8,794 万５千円、設計工期は、令和５年３月 11 日から令和６年１月 31 日までの 327 日間、受注者は、有限会社ＡＯＩ建築設計事務所、施設概要は、地下１階から地上４階までで、延べ面積は、12,014.81 ㎡ です。設計の概要については、屋上防水、外壁・内部改修、LED 照明を含む電気設備、空調設備等を含む機械設備等の改修工事を予定しています。
今後の予定ですが、現在、設計業務を進めているところですので、工事の発注時期や工事の内容等については、関係部署と協議をしながら設計内容を精査したうえで、改めてご説明したいと考えています。
以上、報告いたします。

教　　育　　長：　ただいま、報告事項（３）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚　本　委　員：　大規模な改修になると思うが、建物全体を改修するということですか。

地域交流センター長：　設計に関しては、建物全体が対象となっています。改修工事の内容については、金額が大きくなってしまうため、内容を精査したうえで工事を進めたいと考えています。

塚　本　委　員：　工事中の施設の開館はどうなりますか。

地域交流センター長：　工事期間は、できるだけ長期の閉館をしないよう計画を行う予定です。しかし、電気設備等の工事になると、１～２ヶ月の休館をしなくてはならないと思います。

塚　本　委　員：　空調設備等ですか。

地域交流センター長：　空調だけではなく、工事に伴う騒音や埃の問題もあります。また、事務所についても、別の部屋に移動しないといけない場合も想定されているため、全体を鑑みての判断となると思われます。

教　　育　　長：　よろしいでしょうか。
続きまして、３．議事に入ります。報告第 17 号「令和５年度筑西市一般会計補正予算第３号について」、報告をお願いします。

学　務　課　長：　報告第17号「令和５年度筑西市一般会計補正予算第３号について」、ご説明します。

令和５年度筑西市一般会計補正予算第３号については、７月18日に開催された、第３回筑西市議会臨時会に提出した補正予算議案となります。主管課は学校給食課、事業名・学校給食センター運営事業、適用は需用費、補正額は284万９千円の増額補正です。

事業の概要ですが、学校給食の米飯は、現在、筑西市産のお米を、茨城県学校給食会を通じて調達し、提供しています。今般、筑西市産のお米を地元から直接購入して、学校給食で提供する際に、子どもたちに地元のお米により親しみをもっていただけるよう、新たに筑西市のキャラクター「ちっくん」のマーク入り弁当箱を購入するものです。弁当箱の購入個数は１万個を予定しています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教　　育　　長：　ただいま、報告第17号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。続きまして、報告第18号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、報告第19号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、報告第20号「筑西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、併せて報告をお願いします。

生涯学習課長：　報告第18号「筑西市社会教育委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市社会教育委員に関する条例第１条及び第３条の規定に基づき、社会教育委員の委嘱をするものです。委嘱人数は21名で、新規任命者が11名、再任命者が10名です。委嘱期間は、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの２年間となります。

続きまして、報告第19号「筑西市立図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明します。

筑西市立図書館条例第16条第１項及び第３項の規定基づき、図書館協議会委員の委嘱をするものです。委嘱人数は12名で、新規任命者が５名、再任命者が７名です。委嘱期間は、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの２年間となります。

続きまして、報告第20号「筑西市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、ご説明します

筑西市スポーツ推進審議会条例第２条及び第３条第２項の規定に基づき、スポーツ推進審議会委員の委嘱をするものです。委嘱人数は21名で、新規任命者が６名、再任命者が15名です。委嘱期間は、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの２年間となります。

これらの委嘱についてですが、各関係団体の役員改選が６月末までかかったことから、第７回教育委員会定例会での報告となりました。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教　　育　　長：　ただいま、報告第 18 号、報告第 19 号、報告第 20 号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。続きまして、議案第 30 号「令和６年度使用教科用図書（小学校・中学校・特別支援学級）の採択について」です。この議案につきましては【非公開】案件となります。それでは、説明をお願いします。

（非公開部分削除）

教　　育　　長：　ただいま、議案第 30 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 30 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各　　委　　員：　【挙手全員】

教　　育　　長：　挙手全員であります。よって議案第 30 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 31 号「筑西市立図書館の指定管理者の公募について」、説明をお願いします。

生涯学習課長：　議案第 31 号「筑西市立図書館の指定管理者の公募について」、ご説明します。
現在、筑西市が所管する図書館施設は、中央図書館及び明野図書館に加えまして、関本公民館内の関城分館と協和公民館内の協和分館の４つの施設です。この図書館施設すべての管理は、指定管理者制度の導入によって、図書館流通センターと常総ビル整美による共同企業体にお願いしているところです。この指定管理期間が今年度をもって終了するため、新たに令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの５年間について指定管理者公募を実施してよろしいか、議案としてお諮りするものです。
公募の主な内容は、対象施設は、中央図書館と明野図書館並びに関城分館と協和分館の４つの施設となります。指定期間は、令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの５年間です。指定管理委託料は、５年間で限度額税込み９億４百４万円です。指定管理者選定スケジュールは、募集要項や仕様書等の配布を令和５年７月 25 日より開始いたします。また、現地説明会などを開催し、申請書類の受付を９月 29 日から 10 月４日まで行い、第一次審査を 10 月上旬に、第二次審査を 10 月 18 日に実施します。審査結果については、指定管理候補者選定会議を 10 月下旬に開催したうえで、指定管理候補者の選定を 11 月上旬に予定しています。その後、指定管理者候補者との仮協定の締結を 11 月下旬に取り交わし、12 月中旬の議会の議決を得た後に、協定の締結を令和６年２月下旬に行い、令和６年４月１日からの業務開始を予定しております。

次に、現在の指定状況についてご説明します。募集方法は、公募。指定期間は、平成31年４月１日から令和６年３月31日までの５年間。指定管理委託料は、５年間で８億１千90万９千515円。現在の指定管理者は、図書館流通センターと常総ビル整美による共同企業体です。
指定管理者制度を導入することで、市民の利用満足度を上げ、より多くの利用者を確保するという民間事業者の発想を取り入れ、業務運営費の削減とともに、公平公正な図書館サービスにつなげていきます。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教　育　長：ただいま、議案第31号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第31号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各　委　員：【挙手全員】

教　育　長：挙手全員であります。よって議案第31号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第32号「筑西市指定有形文化財の指定について」、説明をお願いします。

生涯学習課長：議案第32号「筑西市指定有形文化財の指定について」、ご説明します。
内容ですが、中舘観音寺で所蔵している毘沙門天像１体と不動明王像１体の計２体についてとなります。
まず、毘沙門天像についてですが、この度、中舘観音寺の住職様から、観音寺にあります木造毘沙門天立像附胎内奉納経について、筑西市の有形文化財に指定することへの申請を受けたところです。当該像については、調査の結果、慶派仏師によって鎌倉時代に制作されたものと考えられます。中舘観音寺は源頼朝による奥州征伐の際、伊達氏の祖である中村常陸介が当寺に武運を祈願したと伝わっています。源頼朝と家臣周辺で慶派仏師が重用されたことを考慮すると、中舘観音寺に慶派仏師の像が伝来していることは、中舘観音寺及びその周辺地域と鎌倉幕府との繋がりを考察するうえで、重要であり、本像は歴史を伝える貴重な像であると言えます。また、像に納められていました胎内奉納経は天文５年の本像修理時に法華経８巻が納められ、延宝４年の修理の際に再納入されたものと考えられます。
続いて不動明王像についてですが、同じく、中舘観音寺の住職様から、観音寺にあります木造不動明王立像について、筑西市の有形文化財に指定することへの申請を受けたところです。当該の像についても、調査の結果、鎌倉時代に制作されたものと考えられます。先に説明させていただいた木造毘沙門天立像に比べ、本像の巻髪や衣文の表現には硬さがみられるため、少し後の年代の作と思われますが、髪際高や面長などは両像とも近しいため、不動明王立像は毘沙門天立像と対なすように造像されたと考えられます。

これらの像及び胎内経について、文化財指定に向け、筑西市文化財保護条例第４条第３項の規定に基づき、筑西市文化財保護審議会に諮問してよろしいかお諮りするものです。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教　育　長：　ただいま、議案第 32 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 32 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各　委　員：　【挙手全員】

教　育　長：　挙手全員であります。よって議案第 32 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 33 号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の市議会提出について」、説明をお願いします。

地域交流センター長：　議案第 33 号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の市議会提出について」、ご説明します。
当該条例の制定の理由・目的・根拠ですが、筑西市公共施設マネジメント推進委員会の中で公共施設の適正配置が検討されており、公民館運営方法の見直し方針が示されています。これを受け、令和元年 7 月 25 日に公民館運営審議会への諮問を行い、令和４年８月 10 日付けで同審議会から答申を受けました。この答申の中で、「地域の活性化を目指し、社会教育法による営利行為の制限を除外しつつ、同法の趣旨に“地域コミュニティ”も加えた新たな運営方法について、利用団体・自治会の理解と協力を得ながら具体的な取組を推進されたい。」と示されました。これにより、「「公民館」から「地域コミュニティセンター」への移行、地域集会施設との連携により、地域の皆さんがより集まりやすい環境を創ること」や「より身近な場所で活動ができる体制を整える」ための見直しを進めることとなりました。
次に、条例の内容ですが、これまでの公民館条例をベースにコミュニティセンター化を図るものとなります。施設利用に関する市民の皆さまへの影響はなく、名称は変更となりますが、施設利用の自由度や活動の場の拡大につながる見直しとなっています。簡単に説明いたしますと、移行後条例案の第１条、第２条は、名称等の変更に伴い変更となる部分であり、第５条では、「公民館運営審議会」が「コミュニティセンター運営委員会」に代わることになります。そして、第７条の使用の制限が緩和されることになり、営利活動も可能となります。大きく変わる点としては、移行後条文の第 15 条で「地域集会施設との連携」が新たに加わり、市の公共施設のみならず、自治会等が管理運営する集落センターなども、市民活動団体が利用できる仕組みを

創設するものとなっています。また、協和ふれあい健康プラザ、協和転作促進研修センターもコミュニティセンターに移行となるため、この２施設に係る条例を廃止することに伴い、当該施設の使用に係る使用料等を別表に追加しています。筑西市公民館条例等の廃止に伴う経過措置として、旧条例の規定に基づく経過措置を明記するとともに、公民館運営審議会に係る委員報酬の規定を、コミュニティセンター運営委員会委員に係る委員報酬に対応できるよう、条例の改正を行っています。また、今回コミュニティセンター化する１4 施設及びしもだて地域交流センターの使用料について、営利活動を目的とした施設の利用も可能となったことから、「営利又は宣伝を目的とする場合」の使用料を 100 分の 300 とする項目を追加しています。以上が筑西市公民館条例と比較しての大きな変更点になりますが、今回の見直しは、市民活動団体の活動を制限するものではなく、地域の方々がより活動しやすい環境を整えることにありますので、ご理解ください。

条例の制定に伴う効果と影響ですが、「公民館」から「地域コミュニティセンター」に移行し、地方自治法上の公の施設とすることで、社会教育法の制限が緩和され、地域におけるコミュニティの持続や発展が期待できます。また、生涯学習活動や社会教育活動等の公民館活動及びコミュニティ活動の場が広がり、公民館をより使いやすくするとともに、より身近な活動の場の確保も可能になります。当該条例の施行日については、令和６年４月１日となります。

また、この公民館運営方法の見直しにより、25 の関係条例規則等に変更が生じることになりますので、合わせてご報告いたします。

最後に、公民館運営方法の見直しに係る検討経緯及び今後の予定について、ご説明します。

平成 26 年度から令和４年度までは、検討経過や公民館運営審議会への諮問・答申をはじめ、関係会議での検討・説明を行ってきました。令和５年度からは各地区自治会総会や地区文化協議会総会等で、25 回の説明会を行ってきており、本年７月１日までに概ねのご理解をいただけたことから、本日、教育委員会にお諮りしています。この後、公民館運営審議会への説明、９月議会定例会には条例案の上程、議決後には、地域集会施設の調査、市民への周知、看板等の掛け替えを行い、令和６年４月からの運用開始を目指していますので、ご理解いただきたいと思います。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いします。

教　育　長：　ただいま、議案第 33 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、議案第 33 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各　委　員：　【挙手全員】

	教　　育　　長：	挙手全員であります。よって議案第33号について、原案どおり可決いたします。
協　　議		続きまして、４．協議に入ります。（１）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。 よろしいでしょうか。 以上をもちまして、令和５年第７回筑西市教育委員会定例会を閉会します。